

# 空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方へ 「農地付き空き家」制度が始まりました！

農地法で農地を取得する人は、取得後の合計面積が原則 50 アール以上となる必要と定められています(下限面積)。

農業委員会では、空き家に付随し条件を満たす農地に限り下限面積を 1 アール(100m<sup>2</sup>)まで引き下げ、遊休農地の解消及び新規就農者の受け入れを促進し、もって移住定住の増加につながることを目的としています。

空き家と一緒に農地を「売りたい」「買いたい」方は、「会津美里町空き家・空き地バンク」通称「**住まいるバンク**」をご活用ください。

## ○ 条件 ○

- 農地が付随している空き家が、町の住まいるバンクに登録(申請)されており、当該農地と空き家の所有者が同じであること(相続等完了していること)。
- 当該農地の現況が非農地でないこと(遊休農地であっても耕作可能であること)。
- 原則として当該空き家と農地が同一行政区内にあること。同一行政区でない場合は、空き家から概ね 1km 以内に存在すること。

※付随する農地の面積とは、空き家に付随する全ての農地(空き家と同時に登録するもの)の合計面積とします。

## ○ 手続きの流れ ○

- ① 「住まいるバンク」に物件登録申し込み。併せて農地調書提出(政策財政課)
- ② 農業委員会が現地調査を実施
- ③ 適用するか否かの判断を行い、農業委員会定例総会において報告
- ④ 適用となった場合、「住まいるバンク」に台帳登録され、その旨を申請者へ通知
- ⑤ 当事者間で、空き家及び農地の売買又は賃貸借契約の締結(※)
- ⑥ 農業委員会へ農地についての権利設定の申請(農地法第3条による申請)
- ⑦ 農業委員会定例総会において審議し、許可通知をする
- ⑧ 当事者において、所有権移転等及び登記手続きをする

※ 空き家に付随する農地の契約を結ぶ場合には通常停止条件付き契約を締結します。これは、農地の売買等の権利設定については、農地法により農業委員会の許可が必要でありその許可があったときに契約が成立する条項が入った契約を指します。

## ◆ お問い合わせ先 ◆

✚ 農地の移動に関すること 農業委員会事務局 (TEL 0242-55-1172)

✚ 空き家・移住定住に関すること 政策財政課 人口減少対策係 (TEL 0242-55-1171)

登録  
無料



# 「農地付き空き家」

## 制度フロー図

登録された物件については、詳細住所、所有者等の情報を除き、誰でもみることができます

登録期間：2年

① 物件登録申込

② 農地調書提出

④ 台帳に登録し通知

町HP等において公開

⑧ 物件交渉通知

会津美里町

「住まいるバンク」



⑤ 利用申込

⑥ 台帳に登録し通知

⑦ 物件交渉申込

③ 農地選定・総会  
報告、連絡

会津美里町

農業委員会

⑩ 契約後、農地取得に関する手続き

⑨ 当事者間での物件の交渉



農地付き空き家の所有者等  
(売りたい・貸したい方)

農地付き空き家利用希望者  
(買いたい・借りたい方)

- 1 宅地建物取引事業者が管理する物件の場合は、当該事業者が仲介し契約成立に向け交渉を行う。
- 2 宅地建物取引事業者が管理していない物件の場合は、所有者等と利用希望者双方で仲介する事業者を選定し契約交渉を行う。なお、協定を締結している公益社団法人福島県宅地建物取引業協会会津若松支部の会員の事業者を紹介することも可能ですのでお問い合わせください。

- \* 売買・賃貸借等の契約に関して、町は関与しませんので、当事者間で解決にあってください。
- \* 物件の状態によっては、「住まいるバンク」への登録をお断りする場合がありますのでご了承ください。
- \* 上記フロー図の他にも物件の登録変更や利用変更など各種届出等の書類がありますのでお問い合わせください。

問 会津美里町政策財政課 人口減少対策係 0242-55-1171